令和８年１０月１３日判決言渡　同日原本領収　裁判所書記官

令和７年（ワ）第１５７８号　損害賠償請求事件

口頭弁論終結日　令和８年６月３０日

判　　決

主　　文

１　原告の請求をいずれも棄却する。

２　訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第１　請求

１　被告北海道は、原告に対し、１１０万円及びこれに対する令和４年▲月▲日から支払済みまで年３％の割合による金員を支払え。

２　被告国は、原告に対し、２２０万円及びこれに対する令和４年▲月▲日から支払済みまで年３％の割合による金員を支払え。

第２　事案の概要

本件は、原告が、その運転する自動車が横断してきた女子中学生に衝突した交通事故について、過失運転致傷罪により現行犯逮捕された後、過失運転致死罪で公訴提起されたものの、無罪判決を受けたところ、①北海道警察の警察官による現行犯逮捕に違法があると主張して、被告北海道に対し、国家賠償法１条１項に基づく損害賠償として慰謝料及び弁護士費用の合計１１０万円及びこれに対する上記現行犯逮捕の日である令和４年▲月▲日から支払済みまで民法所定の年３％の割合による遅延損害金の支払を求め、②検察官の面前でされた原告の自白調書等に係る取調べ及び③検察官による公訴提起にそれぞれ違法があると主張して、被告国に対し、国家賠償法１条１項に基づく損害賠償として慰謝料及び弁護士費用の合計２２０万円及びこれに対する上記公訴提起の日である同年▲月▲日から支払済みまで前同様の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

１　前提事実（当事者間に争いのない事実並びに後掲証拠（枝番のあるものは特

記しない限りこれを全て含む。以下同じ。）及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

⑴　交通事故の発生

原告が後記ウの自動車を運転中、次の内容の交通事故（以下「本件事故」という。）が発生した（乙２、丙１）。

ア　発生日時　令和４年▲月▲日午前▲時▲分頃

イ　発生場所　札幌市（住所省略）

ウ　事故車両　普通乗用自動車（（自動車登録番号省略）。以下「原告車」という。）

エ　事故態様

原告の運転する原告車が、片側２車線の道路（以下「本件道路」という。）の第２車線（以下「原告走行車線」という。）を西方から東方に向かって直進し、信号機により交通整理の行われている交差点（以下「本件交差点」という。）に信号に従って進入したところ、かねてから原告車の進行方向からみて本件交差点の出口付近にある横断歩道（以下「本件横断歩道」という。）上において、対面信号機の信号が赤色であるにもかかわらず佇立していた当時１３歳の女子中学生（以下「本件女子中学生」という。）が原告走行車線上へ移動し、原告車と衝突した。本件女子中学生は、本件事故後、救急搬送されたが、同日午前▲時▲分、死亡が確認された。

⑵　捜査の経過

ア　北海道警察札幌方面Ａ警察署の警察官は、令和４年▲月▲日午前▲時▲分頃、本件事故の現場に臨場し、本件道路に向けて設置されていたコンビニエンスストアの防犯カメラの映像（以下「本件防犯カメラ映像」という。丙５）を確認した上で、同日午前▲時▲分、原告を過失運転致傷の被疑事実で現行犯逮捕した（以下「本件逮捕」といい、原告を現行犯逮捕した警察官を「本件警察官」という。乙１、丙７）。

イ　原告は、同日、札幌方面Ａ警察署の警察官に引致され、同月▲日まで同署に留置された（乙１）。

上記期間中、原告に対する過失運転致傷の被疑事実について、警察官（司法警察

員）による弁解録取又は取調べが行われ、同月▲日午前▲時▲分頃には原告の弁解録取書（丙８）が、同月▲日には原告の供述調書（以下「本件警察官調書１」という。丙９）がそれぞれ作成された。本件警察官調書１には、「自分の進路の遠くの方ではなく、自分の前をしっかり見ていれば、ぶつかる前に相手の事を発見して、早めにブレーキを掛けたりすれば事故は防げたと思います。」との記載がある。

原告は、同日、勾留請求されることなく釈放された。

ウ　原告は、同年▲月▲日、札幌方面Ａ警察署において、警察官（司法警察員）による取調べを受け、その際、原告の供述調書（以下「本件警察官調書２」という。丙１０）が作成された。本件警察官調書２には、「衝突地点の５０メートル手前の位置から、相手のことは発見する事ができましたし、私がしっかり前を見ていれば事故は防げました。」との記載がある。

エ　原告は、同年▲月▲日、札幌地方検察庁において、札幌地方検察庁検察官事務取扱副検事の取調べ（以下「本件取調べ」といい、本件取調べを担当した同副検事を「本件検察官」という。）を受け、原告の供述調書（以下「本件検察官調書」という。丙１１）が作成された。本件検察官調書には、「本件女子中学生は、自殺するために私の車が接近するのに合わせて、私の車の進路上に飛び出してきたのだと思いますし、今回の事故は、本件女子中学生に原因がある、本件女子中学生の落ち度が大きい事故だと思っています。ただ、この事故について、私が回避することができなかったかというと、当時、気を付けて前方左右を見ていれば、避けることは可能な事故だったと思います。」、「当時、私が前方左右をしっかり見ながら車を運転していれば、（中略）本件女子中学生の存在に気付くことはできましたし、気付いていれば、歩行者用信号機が赤信号の状況で横断歩道上に人が立っているというのは、異常な状況ですから、その人がどういう行動にでるのか分からないので、ブレーキをかけて車を止め、事故を起こすことは回避できていたと思います。」旨の記載がある。

⑶　刑事裁判手続の経過

ア　本件検察官は、令和４年▲月▲日、原告を被告人と指定して、概要「原告は、当時、本件交差点直進方向出口に設置された横断歩道上の対向車線側には信号に従わないで本件女子中学生が佇立していたのであるから、前方左右を注視して同人を早期に発見するとともに、同人が原告車の進路上に進出してくるなど不測の行動に出ることを予測して直ちに減速徐行し、同人の動静及びその安全を確認しながら進行すべき自動車運転上の注意義務があるのにこれを怠り、前方左右を注視しないで同人を早期に発見せず、同人が原告車の進路上に進出してくるなど不測の行動に出ることを予測して直ちに減速徐行せず、同人の動静及びその安全を確認しないまま漫然時速約７３ｋｍで進行した過失により、折から本件横断歩道上を右方から左方に向かい走って横断してきた同人を前方約８．５ｍの地点に認め、急制動及び左転把の措置を講じたが間に合わず、同人に原告車右前部を衝突させて路上に転倒させ、同人を肺挫傷等の傷害により死亡させた。」との公訴事実（過失運転致死罪）について公訴提起し、これと同時に、略式命令を請求した（以下「本件起訴」という。甲１）。

札幌簡易裁判所は、同月▲日、本件起訴について、原告に対し、罰金２０万円の略式命令を発した。原告はこれを不服とし、正式裁判を請求した。

イ　検察官は、正式裁判において訴因を変更し、訴因として「原告は、本件道路の最高速度は５０ｋｍ／ｈと指定されていたのに、漫然時速８４～９２ｋｍで進行した」とする旨の過失を追加した。

原告は、正式裁判において、無罪を主張した。

札幌地方裁判所は、令和６年▲月▲日、原告が本件女子中学生を視認できた地点付近では、予見可能性を認めることができず、漠然とした危険ないし薄い予見可能性を肯定したとしても、適切な結果回避手段を認めることはできず、本件女子中学生が中央線付近に到達した時点では、予見可能性が認められるとしても、結果回避可能性を認めることができないとして、訴因変更後の公訴事実につき原告は無罪とする判決を言い渡し、同判決は確定した（甲２）。

２　争点及びこれに関する当事者の主張

本件の争点は、本件逮捕、本件取調べ及び本件起訴の各違法性であり、これに関する当事者の主張は以下のとおりである（ただし、原告は、本件取調べ及び本件起訴については、一連一体の行為として違法である旨主張する。）。

⑴　本件逮捕の違法性（争点⑴）

ア　原告の主張

本件防犯カメラ映像には、本件女子中学生が原告走行車線に飛び込む様子が明確に記録されており、本件事故は、原告の過失ではなく、自殺を企図した本件女子中学生の飛び込みにより惹起されたものであることが明らかであったことからすれば、原告には、現行犯逮捕の要件である犯罪の嫌疑はなく、また、罪証隠滅のおそれ及び逃亡のおそれもなく、逮捕の必要性もなかった。本件警察官は、本件事故直後に本件防犯カメラ映像を確認し、原告を現行犯逮捕する合理的根拠が客観的に欠如していることが明らかであったのにもかかわらず、車対人の死亡交通事故であるということのみをもってあえて原告を現行犯逮捕したものである。したがって、本件逮捕は、国家賠償法１条１項の適用上違法である。

イ　被告北海道の主張

本件警察官は、原告車の破損状況、現場付近における部品などの散乱状況、本件女子中学生の負傷状況に加え、原告の説明がこれらの客観的状況と矛盾せずに一致していたことから、原告が原告車を運転し、前方不注視の過失により、本件横断歩道上において、原告車を本件女子中学生に衝突させ、本件女子中学生を負傷させたことが客観的に明らかであり、過失運転致傷罪の構成要件に該当したため、原告を過失運転致傷罪の現行犯人と認めたものであり、この判断に違法はない。また、原告が本件事故により本件女子中学生に重傷を負わせており、原告車を用いて本件事故の現場から容易に離脱できる状況にあって、ドライブギアのまま降車し原告車を電柱と衝突させるという異常な行動に及んでいたことからすると、原告が罪証隠滅又は逃亡に及ぶおそれがあったといえ、逮捕の必要性も認められたのであるから、

本件逮捕に違法はない。

⑵　本件取調べの違法性（争点⑵）

ア　原告の主張

後記(ｱ)及び(ｲ)からすれば、本件取調べは、国家賠償法１条１項の適用上違法である。

(ｱ) 原告は、本件事故について、当初から、本件女子中学生が原告車の接近を待って飛び出してきたと述べるなどしており、本件事故の加害者は原告ではなく、本件女子中学生であると思っていた。それにもかかわらず、本件検察官は、本件取調べにおいて、原告が一度も供述しておらず、かつ原告の本心とは異なる内容である、「当時、気を付けて前方左右を見ていれば、避けることは可能な事故だったと思います。」等の内容（以下「本件供述部分」という。）を本件検察官調書に記載し、それらの記載が、原告自身が過失を認めているという意味の記載であることを原告に説明しないまま読み聞かせをし、署名押印を得た。このような本件検察官の行為は、法律の素人である原告から自白調書をだまし取るものであって、社会通念上相当と認められる範囲を逸脱したものであり、原告の人格権を侵害することは明らかである。

(ｲ) また、原告は、略式請書（略式手続の告知手続書と申述書から成る書面。略式手続の告知手続書には「本職は、下記の者に対し、略式手続について分かりやすく説明し、かつ、通常の手続に従って審判を受けることができる旨を告げ、略式手続によることについて異議がないかどうかを確かめたところ、被疑者は異議がない旨を申し立てて申述書でその旨を明らかにした。」と不動文字による記載がある。申述書には、略式手続によることに異議がない旨の記載がある。）に署名押印したところ（以下、原告が署名押印した略式請書を「本件略式請書」という。）、これは、本件検察官において、原告がその過失により本件事故が起きたと認めていないこと、略式請書の意味を正しく理解していないことを認識し、又は容易に認識し得たにもかかわらず、略式請書への署名を求めてこれを作成したものであり、このような取

調べ時における署名要求行為も違法というべきである。

イ　被告国の主張

本件取調べについて国家賠償法１条１項の適用上違法はない。

(ｱ) 原告の主張は、原告の述べていないことが本件検察官調書に録取されたという抽象論に終始し、本件取調べが社会通念上相当と認められる範囲を超えるという評価を根拠付ける具体的な事実を主張していない。本件検察官調書には、各頁に原告が内容を確認したことを示す押印があり、調書末尾にも原告の署名押印があるところ、原告も本件検察官調書について読み聞かせがあり、閲読の上押印したことを争っていないことからすれば、仮に本件検察官調書の内容の一部に原告の内心と異なる部分があったとしても、そのことによって本件検察官の取調べが国家賠償法１条１項の適用上違法となるものではない。

(ｲ) 原告は、本件略式請書の作成経緯に係る具体的な事実を主張していない。原告は、平成２９年▲月に過失運転致傷罪により略式命令を受けて罰金刑に処せられていることに加え、本件事故に係る捜査においては一貫してその責任を認める供述をし、その刑事責任として略式命令を受けることを認識していたのであって、略式請書の意味を理解していなかったとはいえない。原告は、本件略式請書に署名押印しているところ、仮に原告の内心に迷いがあったとしても、そのことによって本件検察官が原告に本件略式請書への署名を求めたことが国家賠償法１条１項の適用上違法となるものではない。

⑶　本件起訴の違法性（争点⑶）

ア　原告の主張

本件事故は、客観的かつ明白な証拠である本件防犯カメラ映像から、本件女子中学生が自殺を企図して原告走行車線に飛び込んだものであることが明らかであって、その発生につき原告に予見可能性も結果回避可能性もあるはずのないものである。本件検察官は、本件事故について、原告に過失運転致死罪の嫌疑はないか、嫌疑不十分であることが明白であって、有罪判決を得られる嫌疑がなかったにもかかわら

ず、本件女子中学生に生じた結果のみで、原告に本件事故の結果責任を負わせようとして本件起訴をした。このような本件起訴は、客観的に合理性を欠くものであって、国家賠償法１条１項の適用上違法である。

イ　被告国の主張

本件起訴までに本件検察官が収集した証拠資料を総合勘案すれば、本件検察官が原告につき本件起訴に係る公訴事実記載の日時場所において、前方左右を注視しないで本件女子中学生を早期に発見せず、同人が原告車の進路上に進出してくるなどの不測の行動に出ることを予測して直ちに減速徐行せず、同人の動静及びその安全を確認しないまま漫然時速７３ｋｍで進行した過失により本件事故を惹起したと判断し、本件起訴をしたことは合理的であって、通常考えられる検察官の個人差による判断の幅を考慮しても、なお論理則、経験則に照らし、その合理性を肯定できない程度に達しているとはいえない。したがって、本件起訴について国家賠償法１条１項の適用上違法はない。

⑷　原告の損害（争点⑷）

ア　原告の主張

(ｱ) 本件逮捕による損害（被告北海道関係）

原告は、本件逮捕により、二日間も身柄拘束を受けた上、不名誉な実名報道がされ、精神的苦痛を被った。これを慰謝するための金額は１００万円を下らない。また、弁護士費用としてその１割に相当する１０万円が原告の損害となる。

(ｲ) 本件取調べ及び本件起訴による損害（被告国関係）

原告は、本件取調べを受け、本件起訴後、無罪判決が確定した令和６年▲月▲日まで、１年１か月余りもの間、無実にもかかわらず、被告人として公判への対応を強いられた。その精神的苦痛は多大であり、これを慰謝するための金額は２００万円を下らない。また、弁護士費用としてその１割に相当する２０万円が原告の損害となる。

イ　被告北海道及び被告国の主張

各被告の責任に係る原告の損害の発生及び損害額は争う。

第３　当裁判所の判断

１　争点⑴（本件逮捕の違法性）について

(1) 現行犯逮捕の違法性の判断に当たっては、単に、現行犯逮捕につき刑訴法上必要とされる要件が欠如していたと認められるだけではなく、現行犯逮捕時に、捜査により収集した証拠資料を総合勘案して、現行犯逮捕の要件が欠如していることが明らかであるにもかかわらず、あえて原告を逮捕したと認められるような事情が存する場合に限り、現行犯逮捕について国家賠償法１条１項の適用上違法の評価を受けるものと解するのが相当である（最高裁平成４年（オ）第７７号同８年３月８日第二小法廷判決・民集５０巻３号４０８頁参照)。以下、本件逮捕について同項の適用上違法の評価を受けるかについて検討する。

(2) 原告は、本件警察官において、本件防犯カメラ映像を確認したことにより本件事故について原告に対する過失運転致傷の被疑事実につき現行犯逮捕の要件が欠如していることが明らかであったにもかかわらず、あえて原告を逮捕したと主張する。

本件防犯カメラ映像によれば、本件女子中学生は、本件事故の直前に、対面信号機の信号が赤色であるにもかかわらず、本件横断歩道の中央付近に１０秒以上にわたって佇立し、原告車が対面信号機の表示に従って交差点に進入し本件横断歩道を通過しようとした際、その進路前方へ移動し、直後に原告車と衝突したことが認められる。

確かに、このような本件事故直前における本件女子中学生の行動は、一見して自殺を企図してされた可能性があることは否定できない。しかしながら、本件防犯カメラ映像は鮮明ではなく、本件女子中学生の所持品や表情を含む具体的な挙動が明らかとはいえず、これのみでは、本件女子中学生が本件横断歩道上に佇立していた事情や原告車が通過する直前にその進路前方に移動した事情は必ずしも明らかでないところ、原告は、本件逮捕前に本件警察官に対して「２０代くらいの女の人がス

マートフォンを見ながら歩いていてぶつかった」、「歩行者がスマートフォンを持って、下向きに歩いていて気が付かないでぶつかった」と述べていること（乙１）からすると、本件逮捕時において、本件女子中学生の上記行動について、自殺以外の理由が存した可能性もまた否定することができなかったというべきである。そうすると、本件防犯カメラ映像に記録された上記の事実のみをもって本件女子中学生が自殺を企図したことが明らかであるとは認められない。

また、証拠（乙２）によれば、本件事故の現場周辺は、商業施設が点在する住宅街であり、本件横断歩道の付近にはコンビニエンスストアがあったことが認められる。この認定に係る周辺状況の下で設置された横断歩道においては、とりわけ交通量の少ない深夜の時間帯に、歩行者が対面信号機の信号が赤色であるにもかかわらず、横断通行しようとすることは散見されるところであり、自動車を運転する者は、このような歩行者との関係で、対面信号機の信号が青色であったとしても、なお前方を注視して安全に交差点及び横断歩道上を走行することが義務付けられているというべきである。そして、上記のとおり、本件防犯カメラ映像には、本件女子中学生が本件横断歩道の中央付近に１０秒以上にわたり佇立していたことが記録されているところ、この映像を確認した本件警察官において、このような状況下で生じた本件事故について、自動車運転者である原告が進路前方の横断歩道上の歩行者の確認を怠ったという前方不注視等の過失があるもの、すなわち、原告には本件事故の発生について予見可能性及び結果回避可能性が肯定され得るものと判断することが不合理であるということはできない（なお、一般に、自動車が歩行者に衝突し、歩行者が重傷を負い又は死亡したという交通事故においては、自動車運転者に前方不注視等の過失があり、予見可能性及び結果回避可能性が肯定されることが多いことは顕著な事実である。原告は、本件警察官において、本件防犯カメラ映像から原告に結果回避可能性があるといえないことを容易に確認できた旨主張するが、本件事故直前に本件女子中学生が原告車の進路前方に移動した時点で結果を回避することは困難であったとしても、本件女子中学生は１０秒以上にわたって佇立していたの

であるから、原告車を運転する原告において、原告車を本件交差点に進入させる前に、佇立していた本件女子中学生を視認し、減速等の措置を講ずるなどして本件事故の発生を回避することが可能であったと評価する余地は十分にあり、原告に結果回避可能性がなかったことを容易に確認できたということはできない。)。これに加えて、原告が本件事故の現場に臨場した本件警察官に対し、「遠くを見ていて歩行者に気が付かなかった。」と供述したこと（乙１）も考慮すると、本件警察官において、本件事故につき原告に過失運転致傷の罪を現に犯した者と認めたことが当時の客観的状況に照らして不合理な判断であったということはできない。

さらに、本件逮捕の当時、本件女子中学生が心肺停止で、重篤な状態であったという結果の重大性に加え、深夜の時間帯であり、原告が原告車で逃亡することも可能な状況であったことからすると、本件警察官において、原告を逮捕する必要性があると判断したことが不合理であったということもできない。

なお、原告は、現行犯人逮捕手続書（乙１）に記載されている原告の供述部分は、原告が全く認識も発言もしていないことを勝手に記載した捏造文書であると主張し、原告本人尋問においてその旨供述する。しかしながら、本件警察官においてそのような捏造をしなければならない事情は何らうかがわれない。また、同手続書の原告の供述部分には、「人とぶつかって慌てて車を降りたらドライブギアのままで、車が勝手に走って行った。」、「６０キロくらいで走っていた。」など、原告の認識と合致する内容が含まれていることに加え、本件逮捕の直後に原告の供述を録取した弁解録取書（丙８）には「相手の方が横断歩道で立っていて、うつむいていた状態だったので、スマートフォンか何かを見ていたと思います」と原告が供述した旨記載されているところ、この内容は上記手続書の内容と合致する。さらに、本件逮捕の翌日の取調べにおいても、原告が「進路の先の方を見ていて、本件女子中学生に気が付くのが遅れた」と供述した旨記載のある本件警察官調書１が作成され、これについて原告に読み聞かせの上、原告の署名指印がされている（当事者間に争いのない事実)。以上にみたところからすると、現行犯人逮捕手続書に記載された上記供述部

分が原告の供述を捏造したものであると認めることはできない。

そうすると、本件逮捕については、本件警察官が、本件逮捕時までに捜査により収集した証拠資料を総合勘案して、現行犯逮捕の要件が欠如していることが明らかであるにもかかわらず、あえて原告を逮捕したと認められるような事情が存したと認めることはできない。

(3) よって、本件逮捕について国家賠償法１条１項の適用上違法であるということはできず、これに反する原告の主張は採用することができない。

２　争点⑵（本件取調べの違法性）について

(1)ア 原告は、本件検察官が、本件取調べにおいて、原告が一度も供述しておらず、かつ、原告の本心とは異なる内容である「当時、気を付けて前方左右を見ていれば、避けることは可能な事故だったと思います。」等（本件供述部分）を本件検察官調書に記載し署名押印を得たことが国家賠償法１条１項の適用上違法である旨主張する。

しかしながら、原告は、本件検察官調書が作成されるに当たり、その記載内容について読み聞かせを受けて、閲読の上で署名押印をしていること（当事者間に争いがない事実）に加え、原告は本件検察官調書の作成前にも本件警察官調書１及び同２において同趣旨の供述をしたこと及び原告において本件警察官調書１及び同２の各記載内容について読み聞かせを受けて閲覧の上で署名指印したことが記載されていること（丙９、１０）が認められることからすれば、原告が供述していないと主張する本件検察官調書に記載された上記内容は、捜査段階における原告の一貫した供述内容であると認められる。また、原告は、本件供述部分に関する取調べの状況について、原告本人尋問において、原告の口から「前をしっかり見ていればこの事故は避けられた」と発言したものではないが、本件検察官から、「避けられたのではないか」と問われ、「そうかもしれない」などと答えた記憶がある旨述べているところ（原告本人）、本件検察官において、このような原告の供述内容を踏まえて本件検察官調書に「当時、気を付けて前方左右を見ていれば、避けることは可能な事故だ

ったと思います。」と記載し、これを原告が自らの供述内容として受け入れたことは何ら不自然、不合理なものではない。さらに、本件検察官調書には、「本件女子中学生は、自殺するために私の車が接近するのに合わせて、私の車の進路上に飛び出してきたのだと思いますし、今回の事故は、本件女子中学生に原因がある、本件女子中学生の落ち度が大きい事故だと思っています」という趣旨の原告の認識と合致する内容も記載されていることやその他の記載内容に照らし、本件検察官において原告の供述内容を殊更不利なものとしようとした形跡も見当たらない。以上からすれば、本件検察官調書は原告が本件事故について供述した趣旨を録取したものであり、原告においてもその内容について理解した上で署名押印したものと認められる。

そうすると、原告が本件供述内容について供述していないにもかかわらず本件検察官調書が作成されたと認めることはできない。

したがって、本件検察官調書の作成に当たって原告が本件供述部分に係る供述をしていないことを前提に、本件取調べが社会通念上相当と認められる範囲を逸脱した違法なものであるとする原告の主張は、理由がない。

イ　原告は、この点について、本件検察官調書に先立ち作成された本件警察官調書１及び同２のうち、本件検察官調書と同旨の責任を認める供述部分については、原告が供述したものではない旨主張する。しかしながら、その根拠については、単に内容が原告の認識とは異なるというものにとどまる上、原告本人尋問において、警察官から「前方不注意があったのではないか」と聞かれて、「そうかもしれない」というふうに答えたことがあることは認め、本件警察官調書１及び同２について読み聞かせを受けて、閲読の上、署名指印をしている理由については、「署名指印しなければ長引くと考えた」旨述べるにすぎず、その旨警察官に対して述べたり、警察官から署名指印するよう強要されたりしたと主張するものでもない。このような原告の供述及び主張の内容等からすれば、本件警察官調書１及び同２に本件検察官調書と同様に上記供述部分の記載があることは何ら不自然、不合理なものではなく、その記載が原告の意に反してされたものであるということもできない。そうすると、

本件警察官調書１及び同２の作成に当たって原告が上記供述部分に係る供述をしていないとは認められず、原告の上記主張は採用することができない。

また、原告は、本件供述部分が原告の過失を認める趣旨のものであることを知らずに本件検察官調書に署名押印した旨主張するが、原告は本件検察官調書が作成された後に有罪であることを前提とする本件略式請書に署名押印していること（原告は、本件略式請書への署名押印についても本件検察官による違法な行為があった旨主張するが、この主張が採用することができないことは後記(2)のとおりである。）からすれば、原告において本件供述部分が原告の過失を認める趣旨のものであることを認識していなかったと認めることはできない。この点に関する原告の主張も採用することができない。

(2) また、原告は、本件検察官が本件略式請書に署名を求めた行為をもって違法行為であるとも主張する。

しかしながら、原告は、本件検察官の行為が国家賠償法１条１項の適用上違法である理由として、①本件検察官において、原告がその過失により本件事故が起きたと認めていないことを認識していたこと、②本件検察官において、原告が略式請書の意味を正しく理解していないことを認識し、又は容易に認識し得たことを挙げるが、①については、前記(1)の認定、説示したとおりであり、原告の上記主張は前提を欠き、②については、原告は本件事故の前に略式裁判を受けたことがあること（丙１５）からすれば、原告において略式請書の意味を正しく理解していなかったとは認め難く、この点も原告の上記主張は前提を欠くというべきである。

なお、原告は、本件事故について原告による過失運転致死罪の成立を認める略式命令を不服として正式裁判を請求し、正式裁判においては無罪を主張しており（前記前提事実(3)）、正式裁判の請求以降は、本件事故について過失運転致死罪が成立することを争う意思を有していたと認められることからすれば、原告は、本件取調べ当時や本件略式請書の作成当時、本件事故について原告に過失運転致傷又は過失運転致死の罪が成立することに納得していなかったことがうかがわれる。もっとも、

前記に認定した本件検察官調書及び本件略式請書の作成に係る事実からすると、本件取調べ又は本件略式請書作成の当時、原告において本件事故における自身の運転行為について過失運転致傷又は過失運転致死の罪が成立することに得心していなかったとしても、原告が本件取調べにおいて原告が本件供述部分に係る供述をしていないと認めることはできず、本件略式請書の意味を正しく理解することなくこれに署名押印したと認めることもできない。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

(3) 原告は、本件取調べについて、前記にみたところを除き、その取調べ方法等が違法であることを基礎付ける本件検察官の具体的な言動を主張しておらず、本件取調べが違法であることをうかがわせる事情は見当たらない。

よって、本件取調べについて国家賠償法１条１項の適用上違法であるということはできず、これに反する原告の主張は採用することができない。

なお、原告は、本件取調べと本件起訴は密接不可分の関係にあるから、一連一体の行為として同項の適用上違法である旨主張するが、前記認定、説示したとおり、本件取調べについて同項の適用上違法であるということはできず、これは本件起訴に係る事情により影響されないというべきであるから、原告の上記の主張は採用することができない。

３　争点(3)（本件起訴の違法性）について

(1) 検察官による公訴の提起は、無罪の判決が確定したというだけで直ちに違法となるということはなく、その提起時において、検察官が現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料を総合勘案して合理的な判断過程により被告人を有罪と認めることができる嫌疑があれば、違法性を欠くものと解するのが相当である（最高裁昭和４９年（オ）第４１９号同５３年１０月２０日第二小法廷判決・民集３２巻７号１３６７頁、最高裁昭和５９年（オ）第１０３号平成元年６月２９日第一小法廷判決・民集４３巻６号６６４頁等参照）。

(2) これを本件についてみると、本件防犯カメラ映像に加え、本件逮捕後の捜査

において、本件女子中学生の担当医師が被告北海道の警察官の聴取に対して「自殺の可能性が極めて高いと思う」旨回答していること（令和４年▲月▲日付け捜査報告書に同回答が記載されていることは原告及び被告国の間に争いがない。）、被告国においても本件女子中学生が自殺を企図して原告車の進路上に駆け出した可能性が高いことを認めていることを踏まえると、本件起訴までに収集した証拠資料に基づき、本件女子中学生は、自死する目的で信号が赤色である横断歩道の中央付近に佇立し、原告車が本件交差点に進入して本件横断歩道を通過しようとする際に、原告車の進路前方に向かって飛び出したものと認めるのが相当である。

もっとも、本件事故は、本件女子中学生が原告車の進路前方に向かって飛び出した直後に原告車と本件女子中学生が衝突したというものであるところ、原告車を運転する原告においては、対面信号機の信号が青色であったとしても、なお前方を注視して安全に交差点及び横断歩道を走行することが義務付けられているというべきであって、前記１に認定、説示したとおり、本件女子中学生が本件横断歩道上に佇立していた時間は１０秒以上にわたるものであることからすれば、原告が進路前方の横断歩道上に本件女子中学生が佇立していることを確認することができた距離及び時間によっては、本件女子中学生において原告車が通過する直前に本件横断歩道を横断する可能性（予見可能性）を考慮して、減速した上で、停止措置を講ずることにより、結果を回避する可能性があったとみる余地は否定することができない。

また、本件事故後の捜査においては、令和４年▲月▲日に実施された実況見分の際、原告立会いの下、原告走行車線の見通しについての実験が行われ、その結果、前照灯がロービームの状態であっても、本件女子中学生が佇立していた地点から５０ｍ手前の地点で、本件女子中学生を確認することができた旨の同日付け実況見分調書（丙１２）が作成され、その後、この実験結果を踏まえ、時速約７５ｋｍで走行している車両の制動距離が４７．２６ｍであることに照らし、原告には結果回避可能性があったと認められるとの同月▲日付け過失運転致死被疑事件捜査報告書（丙１３）が作成された（令和４年▲月▲日付け過失運転致死被疑事件捜査報告書

（丙６）には本件事故時の原告車の走行速度が時速約７３ｋｍと算出されたとあり、この速度が本件起訴の時点における原告車の走行速度とされた。）。

本件検察官においては、本件防犯カメラ映像のみならず、以上にみたような捜査資料を踏まえ、原告に予見可能性及び結果回避可能性があるものとして本件起訴をしたものと認めることができるところ、上記の証拠資料の内容について格別不合理、不自然な点がみられるものでもないことからすれば、検察官の本件起訴に係る判断が不合理なものということはできない。なお、原告は、上記実況見分調書の信用性を否定するが、本件検察官において、上記実況見分調書の内容が信用できないものと認識していたことをうかがわせる事情は見当たらず、そのことが検察官としての通常尽くすべき注意義務に反したものであるとも認められない（前記前提事実(3)イの判決においても上記実況見分調書記載の実験は適切に行われたことなどが認定されている。甲２）。

(3) また、原告は、本件女子中学生が自らの生命という法益を放棄していることからすれば、過失運転致死罪の構成要件に該当するとしても、違法性が阻却されることは明らかであると主張する。しかしながら、人の生命という法益の重要性に照らすと、被害者がこれを放棄する意思を有していたとしても、そのことのみをもって当然にその法益侵害行為に対する違法性が阻却されるとは解されない（刑法２０２条参照）。このことは、過失犯であったとしても同様と解される。そして、本件起訴時において本件検察官が前提とした本件事故の態様は、原告の運転する普通乗用自動車が制限速度を時速５０ｋｍとする道路を時速約７３ｋｍで走行し、横断歩道上にいた本件女子中学生と衝突して同人を死亡させたというものであるところ、仮に原告の行為が過失運転致死罪の構成要件に該当するものであった場合（原告について予見可能性及び結果回避可能性が肯定された場合）、原告の運転行為の危険性に照らすと、本件女子中学生が自死目的であったとしても、その過失行為につき違法性が阻却されることが明らかであるということはできない。

したがって、本件事故における原告の運転行為につき違法性阻却事由があること

が明らかとはいえない。

(4) 前記(2)及び(3)に認定、説示したところによれば、本件検察官において、本件起訴に当たり、現に収集した証拠資料を総合勘案して原告を有罪と認めることができる嫌疑があるとしたことが不合理な判断過程によるものであったということはできない。

(5) よって、本件起訴について国家賠償法１条１項の適用上違法であるということはできず、これに反する原告の主張は採用することができない（本件起訴について、本件取調べと一連一体の行為として同項の適用上違法であるという原告の主張も採用することができない。）。

４　結論

以上によれば、争点⑷（原告の損害）について判断するまでもなく、原告の請求はいずれも理由がないから、棄却することとして、主文のとおり判決する。

札幌地方裁判所民事第１部

裁判長裁判官　　川　　﨑　　直　　也

裁判官　　阿　久　津　　見　　房

裁判官　　宮　　崎　　沙　　織